マイバッグ・コンテスト

楽しく、便利に、あなたらしいマイバッグ　作品募集！

レジ袋削減のために、オリジナルのマイバッグを作ってみませんか。「作るのは苦手」という方は、マイバッグに印刷するデザインの応募もできます。

【募集期間】7月1日㈫～8月31日㈰

【対象】区内在住・在勤・在学の方

【募集内容】▼①作品コンテスト…家庭や職場にあるものを再利用した手作りで未発表の作品（大きさ、材料等は自由）、▼②イメージコンテスト…マイバッグに印刷するデザイン（写真を除く）

【募集部門】①②いずれも小学生の部・一般（中学生以上）の部・ファミリーの部（家族やグループの共同制作）の3部門

【審査・表彰】入賞作品は「リサイクルフェスタ」（9月28日㈰）に新宿リサイクル活動センターで開催）で表彰し、記念品を贈呈。また、作品は21年3月までマイバッグの普及活動に使用し、その後、返却します。

【申込み】①は作品に所定の応募用紙を添えて、②は所定の応募用紙（A4サイズ）にデザインを描いて、**新宿リサイクル活動センター**（〒169・0075高田馬場4―10―17）☎（5330）5374へ郵送（送料は応募者負担）またはお持ちください。応募用紙・応募要項は、同センター・環境対策課（本庁舎7階）・特別出張所・環境学習情報センター・新宿清掃事務所・清掃センターで配布するほか、新宿区ホームページのリサイクル活動センターのページから取り出せます。

※7月以降、随時「マイバッグ作り講習会」を実施します。日程等は、同センターのホームページや「広報しんじゅく」でお知らせします。

住宅用火災警報器の申請書をお送りします

区では、高齢者の方の生活の安全を確保し、火災予防の大切さを知っていただくため、65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯に、住宅用火災警報器1個を、無料で設置します。

対象世帯には、6月末に申請書をお送りします。設置を希望する方は、必要事項を記入し、返送してください。

なお、19年度に申請書をお送りした世帯には、今回申請書はお送りしませんが、まだ設置していない世帯で今回設置を希望する方は、お問い合わせください。

【問合せ】**高齢者サービス課サービス係**（本庁舎2階）☎（5273）4591へ。

平成19年度情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

区では、情報公開および個人情報保護の両制度により、区政への区民参加の推進とプライバシー保護の適正化に努めています。

今回は、二つの制度について、実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員および区議会の19年度（19年4月1日～20年3月31日）の運用状況の概要をお知らせします。詳しくは、区政情報センター（本庁舎1階）・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】**区政情報課広報係情報公開担当**（本庁舎3階）☎（5273）4064へ。

情報公開制度とは

皆さんが知りたいと思う区政情報（公文書）を、いつでも公開請求できる制度です。

請求に対する決定に不服があれば、不服申し立てをすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

▼請求できる方…①区内在住の方、②区内に事務所・事業所がある方（法人等の団体を含む）、③区内在勤・在学の方、④区の事務事業に直接的な利害関係がある方（法人等の団体を含む）

▼請求できる情報…実施機関の職員が職務上作成、または取得した文書・図画および電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有するもの

▼請求方法…所定の請求書を各担当課の窓口に提出してください。

※19年度の実施機関別の公開請求の状況は**表1**のとおりです。

個人情報保護制度とは

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人情報についての開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、情報公開制度と同様、不服申し立てをすることができます。

◎業務の登録等

個人情報を取り扱う業務については、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録します。また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報を個人情報ファイル簿に記録します。これらの登録簿は、業務ごとに各担当課で保管していて、どなたでも閲覧できます。

※19年度末現在の個人情報業務登録および個人情報ファイル登録の状況と、個人情報を含む業務の委託状況は**表2**のとおりです。

◎目的外利用、外部提供および電子計算機の結合

ある業務のために区が収集した個人情報は、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用（目的外利用）できるのは、本人の同意を得たとき、区民の皆さんの福祉の向上を図るため適正に業務を行うとき、法令に定めがあるときなど一定の場合に限られます。

区の保有する個人情報を、区の機関以外へ提供すること（外部提供）も、同様に厳しく制限しています。

さらに、一定の場合を除いて、個人情報を処理するため、区の機関以外の電子計算機との通信回線による結合を行うこと（電子計算機の結合）も禁止しています。

※19年度に例外的に行った目的外利用・外部提供・電子計算機の結合の状況は**表3**のとおりです。

◎自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する自分の個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがあれば、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。

▼請求できる方…区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。

▼請求方法…所定の請求書を各担当課の窓口に提出してください。

※19年度の実施機関別の開示請求等の状況は**表4・表5**のとおりです。なお、19年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

表1　公開請求の状況

実施機関	請求・申出件数	公開の可否決定件数					
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却下等
区長	96件	27件	61件	3件	6件	0件	0件
教育委員会	3件	0件	3件	0件	0件	0件	0件
選挙管理委員会	3件	0件	3件	0件	0件	0件	0件
監査委員	3件	0件	3件	0件	0件	0件	0件
区議会	10件	6件	5件	0件	0件	0件	0件
合　計	115件	33件	75件	3件	6件	0件	0件

※18年度請求・19年度決定分2件（区長1件、区議会1件）を含むため、請求・申出件数と決定件数は一致しません。

表2　個人情報業務登録、個人情報ファイル登録、個人情報に係る業務委託（20年3月31日現在）

実施機関	個人情報業務	個人情報ファイル	個人情報に係る業務委託
区長	1,371件	411件	229件
教育委員会	678件	41件	19件
選挙管理委員会	12件	6件	1件
監査委員	2件	1件	1件
区議会	23件	3件	9件
合　計	2,086件	462件	259件

表3　目的外利用・外部提供および電子計算機の結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機の結合
区長	9件	4件	3件
教育委員会	0件	1件	0件
合　計	9件	5件	3件

※目的外利用は、保有する課が属する実施機関に集計しています。

表4　自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	開示の可否決定件数					
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下等
区長	73件	33件	24件	0件	15件	0件	0件
監査委員	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件
区議会	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
合　計	75件	35件	25件	0件	15件	0件	0件

※18年度請求・19年度決定分1件（区議会）および19年度未決定分1件（区長）を含みます。

表5　自己情報の利用停止請求の状況

実施機関	請求件数	利用停止の可否決定件数					
		全部停止	部分停止	非停止	不存在	存否応答拒否	却下等
区長	3件	0件	0件	3件	0件	0件	0件
区議会	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件
合　計	4件	0件	0件	4件	0件	0件	0件

★各表とも実績のない実施機関は、掲載を省略しています。